

## 県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年3月15日（月） 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後1時37分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖  
副委員長 土橋 亨  
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦  
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩  
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎  
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一  
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

### 議題

県有地の貸付に関する調査及び検証に関すること

会議の概要 まず、3月3日の本特別委員会の審査において要求した資料について、執行部から説明を受けた後、質疑を行った。次に、県が富士急行株式会社あてに送付した「転貸承認に関する回答書」について、執行部から説明を受けた後、質疑を行った。次に、本特別委員会における向山委員の長崎知事及び足立格弁護士に対する発言の一部について、不穏当発言との指摘に関する委員会の見解を決定した。

### 主な質疑等

#### ※3月3日の本特別委員会の審査において要求した資料について

### 質疑

#### 渡辺委員

資料を提出いただきましてまことにありがとうございました。

まず、前提として、先日の委員会でも申し上げましたが、令和2年12月29日に、足立弁護士に対して金額の提示を求めたときには、既に6,000万円だったと。そして、1月8日に正式に見積書が来たときも、積算の内容は異なるんですけども、やはり6,000万円だったということになっております。そうすると、最初から足立弁護士は、どういう積算であったにしても、6,000万円という金額ありきだったんじゃないかということを思うわけですけども、県との交渉はどうだったのかを、改めてお伺いしたいと思います。

保坂行政経営管理課長 県との交渉につきましては、前回の資料要求のときに御説明させていただいた、12月25日に和解議案の継続審議が決定され、26日から速やかに体制強化について足立弁護士と相談するように御指示を受けました。28日に足立弁護士に対して概算額の提示を依頼したところ、29日に6,000万円との連絡を受けたということが事実でございます。それに伴って、年明けから契約や支払いについて進めたものでございます。

それに基づいて、最終的に予算流用を、それから、1月8日付で支出負担行為伺いを起案したという流れになっております。

市川総務部長 ただいまの御質問に、私も実際に交渉した立場から補足的にお答え申し上げたいと思います。

実際、28日に概算額の依頼をした時点では、数千万円程度かかるということ、私も認識していました。ただ、そうは言いつつも、県民の皆様からお預かりしている公金ですので、先生には、できるだけ低廉な価格でお願いしますというお願いをいたしました。

結果として、6,000万円という価格が示されたところでございます。お願いをした上で、こういった価格が示されましたので、それを前提に、私のほうから事務方に対して、この金額で作業を速やかに進めるようにという指示をしたところでございます。

渡辺委員 さまざまな努力をされている中でも、結果的には、足立先生が最初に提示した金額で、県としては契約を結ぶことになったということは理解しました。

もう一つ、概算払いについてなんですけれども、私は、概算払いも足立先生からの要望だったと思うんです。なぜなら、県としては、多少なりとも回収不可能になるリスクもあった中で、県のほうから概算払いを提示するということが、普通考えられない。そうであれば、足立弁護士のほうから、今回の案件については概算払いで一括していただきたいという要望、あるいは要求があったと推測するんですけれども、その概算払いについては、どのような経過だったんでしょうか。

市川総務部長 私の記憶の範囲では、年明けに、実際の事務を進めるに当たって、先生のほうからは、具体的に自治法の何条とかという話はないんですけれども、おっしゃるとおり、事業着手の段階でできるだけ早く入金されることを希望しているということ承りましたので、それに基づいて、出納部局とも法令上の適正性を確認しながら協議を進めまして、最終的にこういった概算払いという形になったところでございます。

渡辺委員 足立先生が提示した6,000万円をそのまま採用して、今のお話ですと、足立先生から要望のあった概算払いをと。私は、せめて出来高払いですとか、定期的に月ごとにお支払いするという、せめてそのぐらいの交渉をしていただきたかったと思っておりますが、それについても足立先生の要望に従って概算払いを決定したということがよくわかりました。

本日いただいた資料ですけれども、35ページで、結果的には、知事の代理の総務部長が決裁したにしても、知事の決済ということで、これが執行されたということはよく理解できました。

そして、委員会の中でも問題になっています、この金額の積算根拠ですけども、45ページ、これが、恐らく足立弁護士の見積りに合わせて県のほうで精査した仕様書に基づいた積算根拠になると思うんです。これは、もっと前に

…。私が、県はどのように精査したんですかという質問を以前しているわけなので、そのときにこういったお答えを、あったのであればいただきたかったなど、ちょっと残念に思うところでもあります。中身も、もちろん仕様書ごとの項目に従って、時間を割り振っているわけですが、そもそも一つ一つの項目ごとの時間、そしてそれぞれ3人の弁護士の先生にそれぞれ、この時間の根拠は何ですか。

保坂行政経営管理課長 45ページにつきましては、まず、検証内容について、こちらで最終的には仕様書に落とすわけですが、こちらの考えている検証内容をリストアップし、それに対して、当初は足立弁護士を含めて4人の弁護士ということでお話を伺っておりましたので、それについて、それぞれどの程度時間を要するのかということ考えた上で入れてみたものでございます。

知事への責任の確認、それから、損害賠償請求の有無については、時間的にかなり要するだろうということで、時間配分については、その内容について見ながら、積算として数字を入れてみたものでございます。

渡辺委員 説明を聞いてもさっぱりです…。この知事の責任の確認、損害賠償請求権の有無で、弁護士Aに65時間、弁護士①、②、③の方々に57時間という意味がよくわかりません。何でこれが65時間で、こっちが57時間ということ積算の根拠としてお決めになったのかもよくわかりません。

もう一つは、これで積算のチェックをしてきたにもかかわらず、足立弁護士からの見積もりは弁護士が4人ではなくて3人です。にもかかわらず、金額は全く同じですが、これは、どういう事情ですか。

保坂行政経営管理課長 まず、45ページの委託先と再委託先の時間ですが、委託先は足立弁護士、再委託先は再委託をする弁護士ということで、委託先が一番時間が多いということで、この時間を分けて考えてつくったものです。

それから、最終的に足立弁護士からいただいた見積書については、足立弁護士を含めて3人ということで見積もりを受けております。それについては、仕様書に基づいた業務を行うのに、これだけの人数と時間で業務を行っていただけるということで受けたものでして、見積書は、仕様書に基づいてやっていただけるということで受け取っております。

渡辺委員 全然理解できないというか、納得できないんですけれども…。

45ページは、弁護士A、委託先ですから、これは足立弁護士だと思えますけれども、通算して425時間なわけですよ。でも、見積書は900時間なわけですよ。全然よくわからない…。恐らく、県が足立弁護士から金額提示を受けて、積算の根拠をチェックしたこれと、最終的に出てきた見積もりが全く異なるものと言わざるを得ないです。足立弁護士の見積書は、最終的にどのようにチェックしたんですか。

保坂行政経営管理課長 最終的に、見積書につきましては、仕様書に基づいた業務をしていただくのに、委託先の弁護士、それから再委託先の弁護士の3人で、これだけの時間と、その時間単価に基づいて業務をしていただくということを確認した上での契約をさせていただきました。

渡辺委員 答弁とかみ合わないんですけれども…。

私は、この45ページは、見積書と見比べても全く対になってないと思うんで

す。

せっかく、足立弁護士とやりとりして、県の中でこういった積算根拠にして、45ページのこの表にして、仕様書になるべく、その前段階のものと時間を割り振ってつくったものが、結局のところ、足立弁護士の正式な見積もりとは全くかけ離れたものになってしまったんだという印象を受けざるを得ないです。

いずれにしても6,000万だったと。結局のところ、県としての判断は、足立弁護士に、再委託先はあるにしても、6,000万円をかけて、この調査業務委託をやっていただくという結論に達したんだという印象を受けました。

次に移りますが、1月8日に契約を締結して、今日は3月の15日で、あと半月ほどの期限になっていますけれども、現在の進捗状況はどうなっているんですか。

保坂行政経営管理課長 27ページに仕様書がございますが、この調査につきましては、住民訴訟の進捗や検証委員会が設置された場合は、その議論の進捗に応じて以下の内容を調査するということになってございます。それで、今のところ、この大きな枠の「過去の賃料算定及び貸付業務の適正性の確認」というところの部分につきまして、準備書面を提出するための調査、それから検証委員会につきましても、第3回まで検証委員会を行うために、その調査として、この大きな枠の「過去の賃料算定及び貸付業務適正性の確認」について調査を行ってきております。最終的に、この調査によって準備書面、それから、検証委員会の検証にそれらの調査が使われているということになっております。

それから「未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方」についても、今、調査業務につけて作業中でありまして、3月31日までが調査業務の期間になっておりますので、今は、この「未来に向けた適正賃料及び事務手続のあり方」に向けても、調査をお願いするというところで進めていただいているところです。

渡辺委員

私が思う、その業務委託というものは、最終的な完成に至るまでの現在の進捗率、パーセンテージでも何でも結構ですけれども、もう少し具体的にわかるような形で、通常の土木とかで行っている業務委託はやっていると承知しているんですけれども、今の課長の説明は、抽象的で「これもやっています」「あれもやっています」という話で、どの程度まで進捗しているのか全く伝わってこないんです。タイムチャージ制で行っているのであれば、前から申し上げているように、しっかりと進捗の管理をしていかないと。私は、6,600万もどうかと思いますが、それにしても、しっかりと進捗を管理して、今どの程度で、あとどれぐらいで完成に向かっていくのかというのを、担当課として把握されなければならないと私は考えているんです。最終的に3月31日までの契約期限となっておりますが、今は、パーセンテージ的にどの程度にいるんですか。

保坂行政経営管理課長 一概にパーセンテージという数字をお出しできないんですけれども、この調査業務内容について、検証調査をしていただくということになっておりますので、お話しさせていただいた件ですけれども、「過去の賃料算定及び貸付業務の適正性の確認」については、ほぼ議論をしていただいて、調査もしていただいていると。

「未来に向けた適正賃料及び事務手続のあり方」については、3月31日までの検証調査業務委託の期間の中で、これについて整理をしていただくということで進めているというところです。最終的には、調査報告書をまとめていただくこととしております。

渡辺委員 調査がある程度終わったという1つ目のことについて、何か県のほうに対して、いわゆる定期報告書でも結構ですし、部分的な報告書でも結構ですので、そういった書面による成果物はあるのですか。

保坂行政経営管理課長 これにつきましては、住民訴訟の進捗と連動しているところがございますので、準備書面について、まず反映されています。それから、検証委員会を3回開催しておりますので、その検証委員会のときに論点を定めて議論をしていると。そのときに、進捗状況についてもお伺いしていますし、どういうところをこれから整理していかなきゃいけないかということも、そこで議論をしているところです。

渡辺委員 現在、この委員会にお示しできる報告書、もしかしたら最終的な中間報告書かもしれませんが、そういった、現在、委員会に進捗状況等が見える証拠としてお示しできるような成果物はあるんですか。

保坂行政経営管理課長 準備書面を出しているところですが、それにつきましては、3月23日が口頭弁論日になっておりますので、ここで資料としてお渡しすることはできないということです。ただ、それが、この検証の内容の成果の一つだということです。

それから、検証委員会につきましても、これからは訴訟迫行のためのものがございますので、現段階では、しかるべき時期に公表させていただきますけれども、今の段階では、申しわけございませんが、この場にお示しすることは差し控えさせていただきます。

渡辺委員 進捗がよくわからないですけども、結果的に成果物をもって、6,600万円の対価が妥当なのか妥当でないのかを、この委員会でしっかりと検証させていただきたいと思います。

最後に、県民からしてみれば6,600万という巨額の業務委託費を概算払いされたということで、一体幾ら返金されるのかということも大変重要な関心事になっていますが、現時点で、これも進捗状況とかかわってくるんですけども、どれくらい返金されると想定されていらっしゃるんですか。

保坂行政経営管理課長 仕様書に基づいて、最終的に調査報告書をいただきますので、現時点で精算額が幾らの見込みかということについては…。これをやり切っていただくために、我々は今努力しているということです。

市川総務部長 先ほど委員のほうから最後にしますけれどもというお話がありましたので、ちょっと一言補足をさせていただきます。

概算払いの際に、受託先であります足立弁護士の希望に即してというお話で、私の答弁が足りなかったところがあるのかなと思ったんですけども、希望を承ったのは事実でございます。ただ、もちろんそれは必要がなければやる必要がないということになります。ですから、私どもとしては、実際に概算払いをすることとした理由として、その必要性を精査した結果、膨大な業務内容でありますことから、別の弁護士に再委託することができる契約となっております。委託業務を完了してから支払いすることとすると、再委託料を一弁護士が立てかえるということも考えられますので、概算払いを行った上で、後日精算する方法とさせていただいたということでございます。

希望をそのまま唯々諾々ということではないということをお理解いただきました。

いという点と、もう1点、仕様書に基づいて県が想定した積算はございました。あくまで、県の内部で仕様書に基づいて想定される業務を羅列して、時間も当てはめたところがございます。結果として、その6,000万というところは変わらないんですけども、弁護士の内訳、弁護士に割り当てられる時間というのは変わったところがございます。ただ、最終的には、想定される業務としての総量は変わらないという考え方から、こちらの積算とぴったり一致しなくても問題はないということで判断させていただいたところがございます。

白壁委員

答弁を聞いていても腑に落ちないことばかりで、納得できない。何で6,600万円を使って、その後の修正をかけたのか。そのときに賛成した人たちもいるんだけど、よくこの内容で、みんな修正に賛成しているなど。大体、このお金は県民のお金だよ。県民の共有の財産？この6,600万円というのは、県民の血税を使っているんだよ。6,600万円ありきで、最終的にこの積算根拠はどうなっているのと言われたときに困るから、もしくは概算払いしたときに困るから、これは後からつくったものだ。

だって、足立弁護士からは、最初に時給16万円で来たでしょ。それで、その後、今度は3人の弁護士でやって、それも合っていない。これでは県民は納得しないよ。だから予算の修正をかけたんだよ。でも、それに賛成する人もいるんだよ。

この足立弁護士というのは、高度な法令の運用解釈に見識がある弁護士だから、この人に随意契約したと書いてある。そんなに高度で、これに対する知識があるということ？もう一度聞かせて。

保坂行政経営管理課長 まず、45ページにあります積算ですけども、弁護士A、それから弁護士①、②、③とあります。弁護士Aが時間単価5万円、弁護士①、②が3万円ずつ、弁護士③が5万円ということで、これを全部合わせて16万円ということで、総出でかかると1時間16万円というのが、16万円との関係になっております。

それから、随意契約についての理由をお尋ねいただいたんですけども、これに関しては、高度な専門性ということで、今、それに基づいて準備書面を作成していただいているということがあるため、それと関連があることから、調査業務委託を足立先生にお願いしているということになります。

白壁委員

だけど、顧問弁護士料も払っているし、裁判費用も月々払っているんだから…。僕は、こういう訴訟はそんなに難しい話じゃないと総務部長に言ったら、地方自治法との絡みがありますから大変困難だと。そんな話じゃないんだよね。

ちょっと部長に聞きたい。交渉したって言っているんだけど、交渉していないでしょ？交渉したら、もっと下がんなきゃおかしいよ。数千万円は予想の範囲だった。だけど、向こうから出されてきたのが6,000万円だから、唯々諾々に似たような形で納得したということしか考えられないね。これが1億円の見積書が来て、私の努力によって6,000万円になりましたってことかな？

市川総務部長

数千万円の時点では、まだ金額はお互いの中でないものですから、あくまで想定でしかありません。ただ、その数千万円かかるということを前提にしながら、できるだけ低廉な価格でお願いしますというようなことを言った上でこういった形になってございます。

白壁委員

これは、価格が決定されているものじゃないよね。旧弁護士法は、それは旧の

弁護士法であって、2%を上限としてだからね。ということは、価格が決定されているものじゃないのよ。

県民の大切な血税を、皆さんがどう思うかだよ。まして何？安い金額に感じる？そんなことあるわけじゃない。これだけのものがあつたから6,600万円を皆さんが流用した。今度は、その補正に修正をかけた。そうしたら、再議にかける。そんなことは想定範囲内だよ。新聞に「困つたからそうしたんだ」という記事があつたが、とんでもないこと言うなってやつだよ。きょうもマスコミがいるけど、山梨県民の血税をこれに使っているんだということをよく書いてほしい。

6,000万円を根拠に、これを割り振ってここに書いただけ。最後の時間幾らで調整をするから、そうしただけ。なおかつ、交渉をしたのかもしれないけど、言われたものが正しい。そのまんま言っているだけ。多分、パーセンテージもあらかわせないよね、さっきあらかわせないと言つたよね？最後にならないとわからないから当然だ。

次に、2億円を審議する調整会議について、一言言わせて。まだ決まっていないう言っているけど、これで足立弁護士以外だったら、もっといい人がいたってことになるじゃない。この人は、高度な法令の運用解釈に見識がある弁護士。これで違う人がやったら、この人じゃなくてもっと違う人がいたってことじゃない。ということはイコール、次もこの人が入ってくるってことじゃない。だから、2億円の4億円だよ。本来であると、勝てるか勝てないかばくちじゃないって。

これをやっていくためには、本来だったら、着手金を少なくして成功報酬をふやすんだらう？おかしなやり方しているな。6,600万円が先行しているよ。何でその人を使わなきゃならないの？何で、6,600万円が正しいの？

市川総務部長

足立弁護士に委託する理由と受けとめさせていただきました。これまでの答弁でも申し上げさせていただいていることについて、繰り返すことになってしまつてまことに恐縮ですけれども、長大な歴史的経緯があることに加えて、関係資料も膨大でありまして、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合う困難な事案だということがございます。検証のための調査作業ということについては、徹底した事実調査や的確な証拠、評価、あるいは高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要があるということに加えまして、現在継続しております住民訴訟の経緯や実情を最も深く理解しているということで、足立弁護士をお願いすることとさせていただきます。

御指摘の、血税を使って調査委託業務を支出するということについては、もちろん県民の皆様からの御負担で成り立っているものでございます。私どもとしては、ちょっと現時点では、その調査結果について公表することができないんですけれども、ただ、しかるべきタイミングできちんとお示しして、御理解をいただきたいと思つてございますし、先ほど課長からも答弁申し上げましたが、調査業務については、適宜検証委員会で報告されているところでございます。

これまで私ども執行部のほうでは、なかなかわからなかったようなさまざまな論点も御指摘いただいているところでございます。こういったことが最終的には、県有地の貸し付け事務の適正化を通じまして、県民の利益に沿った形になると考えてございますので、引き続き御理解を賜れば幸いです。

猪股委員

積算の45ページです。関連になりますけど、ちょっと細かい点で済みません。検証内容にある「令和3年度賃料改定に向けた不動産鑑定にあたっての考え方の整理」と「検証委員会の資料準備」、「調査報告書の作成」について、質問させていただきます。

これは、今までに依頼した弁護士や鑑定士に調査依頼した成果がありますよね？その成果物について、ここで活用できるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。特に、資料の準備や報告書の作成。

それと、不動産鑑定に当たっては、新たに調査をするのか、その辺はいかがですか。

保坂行政経営管理課長 鑑定に当たっての考え方を整理するんですけども、鑑定自体は、この6,600万円の経費で行うものにはなっておりません。考え方を整理した上で鑑定は別途とります。それから、今までの鑑定については、当然、その中身を見ているところがございますので、それも検証委員会の調査業務委託の中での調査の中では、当然それは対象となっております。

猪股委員 言いたいのは、今までの経費を生かせれば、もう少し安くなるのではないかということです。これは、先ほどの渡辺委員が言われたことと関連するので、言わせてもらいました。

逆に言うと、提出された書類にある委託料の積算ですが、時間的に増加が必要となった場合、上限が6,600万円と聞いていますけど、どういう見解であるのか、お答えください。

保坂行政経営管理課長 この契約につきましては、6,600万円が委託料になっておりますので、この見積もりよりも超えたからといっても、契約上6,600万円以上お支払いすることはできないということになります。

猪股委員 最後になります。できるだけ経費を削減するために、弁護士さんのほうでも、今までの成果を活用していただいて、また、経費を抑えるようお願いすべきではないかと思えます。活用できるものは使ってもらって、先ほど言われたように、これを1から調査するのは、ダブルのお金がかかりますから、その辺をよく検討していただいて、できるだけ抑えるべきだと思います。その辺についてお願いします。

保坂行政経営管理課長 この調査につきましては、住民訴訟の訴訟代理人である足立弁護士が調査を行っておりますので、今までの住民訴訟の中で得られた知見というものも踏まえた上で、調査については、改めて何かだぶって調査をするということではなく、得られた情報をさらに深掘りするというところで調査をしていただいております。

小越委員 45ページに「調査委託費の積算根拠を時間制としたのは、日弁連が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を根拠とした」とあるんですけど、「企業等不祥事」の「企業」とは、富士急のことですか、それとも山梨県のことですか。なぜこの「企業等不祥事における」という言葉が出てくるのか教えてください。

保坂行政経営管理課長 日弁連が策定している、ここに書いてある「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に、時間単価の考え方が載っております。済みません、ちょっと手元になくて申しわけないんですけども、日弁連のホームページにも出ているものですけども、その中に、時間単価でお願いしているものについてまとめたものがありまして、それをもとに、日弁連の調査の中で実態として5万円という単価を使っている例があるということをご参考にして、積算根拠として5万



円、それから3万円というものがあるということを確認したということでございます。

小越委員 「企業等不祥事における」ということは、山梨県が不祥事を起こしているのか、富士急が不祥事を起こしているのかということ、これを見てしまうんですよね。その単価を使ったのかもしれませんが、山梨県は、この「企業等不祥事」と認識しているんですか。

市川総務部長 済みません、今、手元に出てこなくて、ちょっと正確性に欠くかもしれませんが、あくまで、これを参考とさせていただいたのは、1つは組織の中で大きな調査を必要とする会議体を設置して、それに対して弁護士にお支払いする仕方として、どのようなものがあるのかということで参考にさせていただいたにすぎず、別に、今回の調査対象が不祥事だという直接の観点からこれを引用させていただいたわけではないと御理解いただければと思います。

小越委員 ということは、別に時間単価でやらなくてもいいわけですよ。企業等不祥事ではなかったということであれば、その考え方で、時間制の根拠を採用しなくてもよかったわけですよ？このガイドラインを使わなくたっていいわけだから。なぜ5万円なのかということがやっぱりわからない。

それで、45ページの検証内容のところにもいろいろと書いてあるんですけど、裁判で使うものは、どれでしょうか。

保坂行政経営管理課長 裁判とどういう関係があるのかということにつきましては、準備書面というものと関係がございますので、お答えは控えさせていただきます。

小越委員 これは「知事の責任の確認、損害賠償請求権の有無」から始まって「職員等関係者の責任の確認」「県と富士急行の癒着構造、職員の天下りの有無」「過去の貸付事務に係る組織的課題」「富士急…」とあるんですけど、ここにある「令和3年度賃料改定に向けた不動産鑑定にあたっての考え方の整理」「県有資産所在市町村交付金の自治法上の法的整理」について、今、争っているわけですよ？争っているのは、ここでいいんですよね？

市川総務部長 こちらに書かせていただいている仕様書に沿った形での積算の項目につきまして、私どもは、そもそも論として、仕様書を設定する際には、住民訴訟を通じて想定される論点、そして、未来の貸し付けのための適正化の論点といったものを一通り列記した上で、それを仕様書に反映するというような形をとってございます。

その上で、今後、住民訴訟を迫行していく上で、裁判所から改めて県に主張を求められるものや、そうでないものもありまして、ここは、そういう意味では裁判所の指揮下における訴訟迫行状況にもよるのかなとも思っています。訴訟迫行状況による場合は、先日来申し上げておりますように、答弁がしにくいところがありますので、そこは何とぞ御容赦いただきたいと思っております。

小越委員 少なくとも、一番から「県有資産所在市町村交付金の自治法上の法的整理」までは裁判に使うんだと思います。ただし「検証委員会の資料準備」「調査報告書の作成」については、裁判とは関係ありません。それ以外は、顧問契約と訴訟契約の中でやってくださいと頼んでいるわけですから、改めて、ここでもう一度お金を払い直すのか、やっぱりわからないんですよ。

それで、検証委員会の資料を準備する、でも、検証委員会でチェックするのは同じ人だと。検証委員会の資料をつくった人が、もう一回、検証委員会で同じことをやっているわけですよ。だから、私は、ここが二重払いだと思うんです。百歩譲っても、「検証委員会の資料準備」と「調査報告書の作成」の140時間掛ける5万円だけで十分じゃありませんか。その上の部分は、顧問契約や訴訟委任事務でやっていたわけですから。今まで、それをやっていたわけだし、これまた二重にやっているわけですよ。裁判遂行のためだから。

それで、検証委員会は、資料を準備した。だけど、資料をつくった人と検証する人が同じですよ。だったら、検証委員会の準備も要らなくて、9,800円だけで確認してもらうのが筋だと私は思っています。

それでもう一つ、足立弁護士と単独随意契約をする理由で、「高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要がある」とあります。例えば、山梨県内の弁護士さん、それから、藤田先生や細田先生だっけずっとこれをやっていたわけですから、よく知ってらっしゃる。プレゼンテーションやプロポーザルということをしなかったのはどうしてですか。

保坂行政経営管理課長 まず、訴訟委任契約や顧問契約があるということについてです。これにつきましては、昭和2年から行っている極めて長大な歴史的経緯、単に特定の関係者による特定行為または不作為のみを調査すれば済むものではなく、上記の期間に多くの関係者、さまざまな声の積み重なり、関係資料が膨大であること。その中で多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っている、調査のための作業量が膨大であるということ。それから、原告が住民訴訟で問題としている平成9年以降の対象県有地の貸付について、調査対象には、同訴訟で問題となっている以外の論点も多く含まれると。しかも、調査の対象にはそれより前、70年間の業務も含まれていて、70年間についても多くの関係者によるさまざまな行為の積み重なり、関係資料も膨大、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っている。訴訟委任契約の対象業務に、本件の調査業務が含まれているとは考えられないと考えております。このため、訴訟委任契約や顧問契約では、対応できないということで、こういう調査業務委託を行っているということです。

それから、なぜプロポーザルでやらなかったのかということ。単独随契約をする理由の2ポツ目にあるように、この検証内容が多岐にわたっておって、それは、この住民訴訟の代理人である足立弁護士に検証業務を委託するのが、種々の状況がわかっていらっしゃる足立弁護士に委託するのが一番適当であるということで、足立弁護士と単独随意契約を結ばせていただいております。

小越委員 足立弁護士が一番よくわかっているからというのであれば、さっき言った6,600万円の裁判のところは、なくてもいいんじゃないですか。足立弁護士がよくわかっていたら、私が読み上げた、検証委員会調査業務以外のところは足立先生がよく知っていらっしゃるんだから、調査業務委託をしなくてもできるはずですよ。やっぱり二重払いじゃありませんか。

そして、「高度な法令の運用解釈に見識のある弁護士」と言っていましたけど、なぜ山梨県内の弁護士さんではだめなのか。大体、今回これを出したときに、和解案を足立先生が提案した。だけど、いろいろあって和解案がだめになった。もしかしたら、足立先生の遂行が、うまくいかなかったんじゃないか。だったら、弁護士をかえようということを考えなかったんでしょうか。

市川総務部長 和解案の議会における御判断につきましては、私どもが何か物を言うような立場にはないので、そこは慎重にならざるを得ないんですが、ただ、和解に至らな

くても、この住民訴訟を遂行していくに当たって、私どもだけではできないさまざまな論点もお示しいただいておりますので、中身もさることながら、連絡体制も非常に迅速に御対応いただいております。

こうした、これまでの経験からも、足立弁護士をかえるというような考え方は私どもには持ち合わせてございません。

小越委員

47ページの懸案事項説明書一番下に「検証委員会の設置は知事からの指示でもあり」とありますが、これは知事の指示ですよ？総務部とか県有林課じゃなく、知事から提案があったと。知事からの提案を受けて、この6,600万円を大至急でやったわけですよ？

それで、足立弁護士と単独随意契約をする理由として、知事が、検証委員会が必要だと言った。そして、高度な法令運用解釈が必要だから、今やっている足立先生に依頼するのが妥当だ。そして、足立先生が継続しているんだから、随意契約でやればいい。プロポーザルもプレゼンも要らない。そして、相手方が特定されている、すなわち足立先生が特定されているから、見積もり合わせも省略する。この流れだけ読んでいきますと、知事が提案したからこれをつくらなきゃならない。知事は、こういうことをしなきゃいけないと思っている。高度な法令解釈が必要だ。訴訟をやっている人が、これに当たるのが妥当だ。この順番でいきますと、足立弁護士ありきですよ。これだと、足立先生しか受けることができない。それも知事が提案したから検証委員会をつくりますとなった。なぜ足立先生しか受けられない流れなんでしょうか。そこが、どうしてもわからない。足立先生じゃなくても、ほかの弁護士、藤田先生も細田先生もやっていたし、よく知っていらっしゃる。足立先生だって、ずっとかかわっている。裁判のところにこれが入っている。今までずっとかかわっているということが必要というのであれば、なぜ細田先生、藤田先生は入ってこないんですか。そこを説明していただきたい。この流れでいくと、なぜ足立先生が選任されてくるのか、お答えください。

市川総務部長

委員御案内のとおり、現在の訴訟代理人は足立弁護士でございます。過去、細田弁護士などが御担当されていたことは、もちろん承知しておりますけれども、あくまで、現在の訴訟代理人は足立弁護士であるということでございます。

委員みずから時間的な経緯を御紹介されましたけれども、結局、私どもとしては、検証を進めなければいけないと。その上で調査をしなければいけないと。その調査につきまして、誰にお願いするのかということになりますと、まさに、今ごらんいただいている43ページのような単独随意契約する理由ということになってきているところでございます。そういった流れの中で、今、作業をお願いしているところでございます。

小越委員

この流れで行くと、足立弁護士ありきの6,600万円じゃないかと思わざるを得なくなってしまうんです。足立先生にお願いするんだったら、最初の裁判にかかっているところは、先生がやっているんだから必要ない。一番よくわかっているから頼んだというのであれば、6,600万円は必要ないじゃありませんか。

同時に「高度な法令運用解釈」という部分は、足立先生以外のほかの弁護士さんで優秀な方もいるかもしれない。その方にプレゼンをかけて、「もっと安くやってください」と言ったらどうですか。「5,000万円はどうですか。3,000万円はどうですか」ってプレゼンをかけて。公募でやるとか。それだってできたはずだと思うんですよ。

だから、私は、これを読むと、どうしても足立先生ありきでつくってしまったと思うんです。

飯島委員 この6,600万円の根拠を説明する必要があるあって、もう一回確認ですけど、総務部長が、この金額の窓口というか、交渉をした、あるいは、できるだけ低廉でお願いしたという発言がありましたけど、もう一度確認ですけど、総務部長が交渉したんですか。

市川総務部長 先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮ですけども、知事の御指示を踏まえて、私どもも、その必要があるだろうということで、足立弁護士と相談するようということでしたので、早速、週明けの28日に足立弁護士に交渉しました。その際に、業務内容からすれば数千万円はかかるであろうという見込みのもとで、私のほうからできるだけ低廉な価格でお願いしますということをお願いしました。それは事実でございます。

飯島委員 総務部長、お答えをいただきましたけど、申しわけないですけど、それは交渉とは違いますよ。それは、お願いじゃないですか。交渉というのは、具体的な数字が出て、その数字が少ないとか多いとか、例えば1億円と出したところを、「申しわけないけど、もうちょっと安くなんないか」とか「県の予算がないから」といったように、それが交渉ですよ。だから、私は交渉したんですかと確認したんです。

この6,600万は、部長の感覚だと低廉になったという感覚なんですか。

市川総務部長 何をもって交渉というか、何をもってお願いというかは、さまざま、評価が分かれるところでございますので、私が交渉と言った質問の答弁として、先ほど申し上げたようなことを言ったことについては、みずから評価することが難しいんですけども、ただ、いずれにいたしましても、私どもとしては低廉な価格でお願いしたいと言って、最終的に6,600万円という金額が出てきたわけでございます。もともと数千万円を想定していたということもありますが、いずれにしましても、その当時、契約前の段階ではありますが、こちらについては、必ず県として県有地の貸付の適正化のためにやらなければいけないステップだと思いましたので、その6,600万円の提示をもって速やかにスタッフに対して、これで作業を進めるようにと、私みずから指示したところでございます。

飯島委員 ちょっと歯切れが悪いんですけど、低廉だという意識があるということですけど、そうであるならば、足立弁護士は、本来はこういう価格だというのが出なきゃそなんです。本来はこういう価格だけど、総務部長からお願いされ、知事との付き合いもあるから、今回は6,600万にするというのが当たり前なんです。その数字をつかむ必要がありますよ。それで低廉になったということ、県民に知らせるんです。足立弁護士は、本当はもっと高いんですと。こういう見積もりで来たけど、県が努力して安くした。最少の費用で最大の効果を上げる、そういうことにのっとってやっているんですよ。スタンダードは9,000万円から1億円だということがないと、低廉にしたと言っても納得いかないですよ。どういう努力をしたんですか。

市川総務部長 私自身、この6,600万が安いと言っているつもりは全くございません。県民の皆さんから、先ほど白壁委員からも御指摘ありましたけれども、県民の皆さんの御負担の中で、この調査をやらせていただいています。必要だからこそやらせていただいているわけですけども、決して安いというわけではございません。ただ、そこは適正な価格だということで手続に移らせていただいたというの

が事実でございます。

その上で、私の記憶が正しければ、28日に、私のほうから金額の提示と低廉な価格での依頼をお願いした上で、足立弁護士の方から、ここはこの金額が必要だというお答えがあった時点で、これを下回るような交渉はできないと、私自身判断させていただいた上で、作業の指示をしたということでございます。

飯島委員

私と総務部長の質疑応答を聞いていた人は大体わかると思いますが、これ完全に丸投げですよ。言われたことを「はい、わかりました」。

県としては、1月7日に委託の概要と書いて、16万円掛ける400時間で6,000万円。その後、足立弁護士から出ている。これは、数字合わせとかわかるところがないと思う。

先ほど渡辺委員からもありましたけど、検証のための調査業務内容27ページに、丸がついているのは11項目あるんです。その進捗状況が全くはっきりしていないじゃないですか。

皆川委員長

渡辺委員と同じ質問はしないで。

飯島委員

進捗状況の話はしましたよ。どうなっていますかという話はしましたよね？

それで、6,600万円も払っていて、しかも、3月31日まででしょう？皆さん、中間報告を受けなくて心配になりませんか？受けても報告できないって…。確かに、足立弁護士含めて優秀なメンバーです。優秀なので、3月31日より前に、業務内容が完成するかもしれないじゃないですか。そういう可能性もありますよね？だからこそ、どういう形で受けているかわかりませんが、私は、都度、進捗状況を確認していると思うんです。「足立弁護士、この11項目の進捗状況はどうですか？」と。これが自然だと思いますよ。こんなことやっていると報告と、私は受けとめているんですが…。

心配とか心配じゃないという思いと、進捗状況に関して、もう一回ちょっと御説明願いたいと思います。

市川総務部長

先ほど課長が答弁したところではありますが、簡潔に言いますと、既に出している準備書面の中で一定程度、調査の結果、そして、そこでの検証委員会で議論も踏まえて反映されております。

加えまして、これまで行われてきた検証委員会の中で、ちょっと中身については差し控えさせていただきますが、それぞれの項目については、まずは委託先である足立弁護士から、それぞれの調査内容、方向性については、適宜報告を受けてございます。

向山委員

まず、事実関係を確認したいんですけども、P43から45ページの記述については、支出負担行為伺いに添付されている資料ということでよろしいでしょうか。

保坂行政経営管理課長

これは支出負担行為伺いの添付書類になっています。

向山委員

加えて、P27ページで、これも既に一度いただいている資料ですが、改めて和解案121号について、平成29年度以前については責任を問わないということでしたけど、和解案がなくなって訴訟に戻ったということで、今回の調査業務委託の内容になったと承知しています。訴訟の中では、横内知事、また天野知事は被告になっていませんが、その期間についてもやるというのは、どういう判

断で行われたものでしょうか。

市川総務部長 先ほど、どなたかの御質問にもありましたけれども、この検証のための調査業務につきましては、必ずしも訴訟のためだけではない面がございます。未来に向けた適正賃料、事務手続のあり方を議論するためには、その前提として、前契約、さらには、それ以前の知事につきましても調査の対象とする必要があるということでございます。必ずしも訴訟のためではないけれども、県のためには必要だということでございます。

向山委員 承知しました。  
そうであれば、この調査の中で、天野知事の責任が認定されると、それ以前の知事、あるいは県行政の責任も恐らく出てくる可能性があると思います。仮に、天野知事の責任が認定されたら、そこまで調査していくという決意でよろしいでしょうか。

市川総務部長 今、仮定の話にお答えするのは控えるべきだと思います。いずれにしても、こちらに書いてありますように、過去の知事の責任については、適切に調査しているところでございます。

向山委員 個人的な見解ですが、県として、天野知事時代の責任が追及されることがあれば、それ以前にも問題があった可能性が高いと考えますので、そこも今後調査対象になるべきだなと考えております。

ほかに、タイムチャージ制の話が出ていますけども、そもそも、このタイムチャージ制は、恐らく山梨県行政において初めての採用、県内の弁護士費用についても恐らく初めてだと思いますが、どなたの提案で、このタイムチャージ制が採用されたのでしょうか。

市川総務部長 提案という言葉がふさわしいかどうかはわかりませんが、28日に業務を相談するに当たって、数千万円という形での契約を意識していたときから、そこはタイムチャージというところはおぼろげながらあったのは事実です。

実際のところ、私も、細かいやりとりまで記憶していませんけれども、実際のところ29日の時点では、先ほどのお話で、4人の弁護士で、16万円掛ける時間数という形になっていましたので、28日、29日の、私と足立弁護士とのやりとりの中では、タイムチャージを前提としたような、やりとりはございました。

向山委員 総務部長と足立弁護士のやりとりの中でタイムチャージが前提として出てきたと。本来であれば、そのタイムチャージの話が出てきたときに、本当にそれが山梨県行政の中で委託するときに適切だったのかということ、部局内で協議をする必要があったのかなと感じています。

これも、先ほど小越委員からありましたが、P45ページの資料を見ますと、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」ということで、総務部長から御答弁いただいた中で、組織の中でこういう調査が必要な場合の一つの参考とさせていただいたということですが、このガイドラインを、タイムチャージを使うことを前提として、この中から引っ張ってきたのかもしれませんが、ガイドラインに際して言えば、タイムチャージと違う部分かもしれませんが、もう一つ重要なことが入っています。

第2章に「第三者委員会の独立性・中立性についての検討」という部分があり

ます。5番に「利害関係」というところがあって「企業等と利害関係を有する者は委員に就任することができない」と。注釈の10番に「顧問弁護士は利害関係を有する者に該当する」というガイドラインも設定をされています。このガイドラインを使用しているのであれば、足立弁護士は利害関係者になるのでそぐわないと考えますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 先ほど引用した趣旨を申し上げたのは、そこはまた別だという意味で申し上げた次第でございます。「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の中については、御指摘のような内容が入っているのは、もちろん承知しております。一方で、私どもがやっている検証委員会は、第三者委員会的なものというよりも、むしろ訴訟を迫っていく上で設置するというを第一の目的にしております。さらに、そのための調査業務ということで、こういった形になっているんですけれども、あくまで、第三者委員会を開催したいから、これを参考とさせていただいたのではなくて、あくまで、組織の中で膨大な調査を要する会議体を設置する、かつ弁護士にお願いするというを前提としたときに参考にするものということでございます。

向山委員 費用面の部分での参考資料ということは承知をしましたが、前に、総務委員会で志村委員からもガイドラインについて同じような質問があったんですけど、やっぱり一般的にガイドラインを使ったということであれば、一般の人もホームページ上で調べることができるので、利害関係者はどうだと見られてしまうところがあるから、やっぱりタイムチャージ自体を採用するときに、もうちょっと丁寧に、どういう形で積算するか、採用するに当たっての注意点を整理したほうがよかったかなと感じています。

45ページのところと、また、27ページの業務関係にかかわってくるんですけど、将来の話として、令和3年度賃料改定に向けた不動産鑑定についての考え方の整理ということで、概算、積算表だと232万円かかっていますけれども、これは、富士急の県有地以外のものも、大もと、ここでやっていくことになると思うんですが、決まったことについて、将来の令和3年度に向けた賃料改定を、6,600万の、この決まった部分を前提にやっていくという考えでよろしいでしょうか。これは林務かもしれないですけど。

金子林務長 そのように考えてございます。

向山委員 そうであれば、林務は、恩特会計で調査費として盛られている部分がありますので、せっかく6,600万円の費用をかけてつくったものを、ぜひ適切に使っていただきたいなと思います。

5ページになりますが、支出命令書に関していいますと、1月18日の特別委員会において質問があったにもかかわらず、この部分を言っただけなかったというのが、一番の不信につながっているし、隠したと思われるかもしれないという部分と、県民に疑義や疑念が生じているというのは、これは総務委員会全会一致で、議会総意として決まっていることですので、ここについては、県として真摯に受け取らなければいけないと思っています。

改めて聞きますが、ここを見ると、起案日が1月15日で、1月18日に特別委員会が開催されています。契約は2つしかなかった。「今、持ち合わせている材料がございません」という総務部長の御答弁もあったと記憶しています。その後の1月21日に支出されている。この経緯を見ると、何で起案までして支出命令書も出しているのに、保坂課長、また総務部長からお答えいただけなかったの

か。これはどういう理由なのかをもう一度明確にしたいと思いますが、ぜひ課長からお伺いしたいんですけども。

保坂行政経営管理課長 1月18日の調査特別委員会で、渡辺委員からお尋ねされたときに、私からお答えできなかったことは、本当に申しわけないと思っております。これからは、ちゃんと御説明をさせていただきたいと思っております。このときは御説明ができなかったことは、本当に申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

向山委員 課長の思いは真摯に受けとめさせていただくんですけど、なぜ、これ以外の契約があるのかという質問に対して、お答えができない。この支出命令書の所属は行政経営管理課になっているので、この命令書自体を課長が知らないということはないですよね？

保坂行政経営管理課長 年明けから動いておりましたので、当然知っております。この案件の中身がとても重要なことも承知しております。ただ、そのときにお答えできなかったことは、本当に申しわけなかったと思っております。

向山委員 申しわけなかったというのは承知したんですが、何で言えなかったのか、何か意図的に隠したと思われる、行政としては一番よくないと思うんで、意図的に隠したのか、言わなかったのか、忘れていたのか、どういう理由なのかということをお伺いしたいんですけども。

保坂行政経営管理課長 まず1点目としては、支払い自体が回っていた段階であったということ、それから、今現在、支出の書類として動いていたというところでお答えができなかったというところでございます。

向山委員 そうであれば、1月8日に、実際契約は済んでいるものだと思いますんで、契約はあって支出はまだだけでも、こういうものが今ありますという御説明をいただければ、ここまで来なかったと思うんです。そこが一番、自分は、今回の問題についての大本だと思っていて、ここを明確にしたいんですけど、課長も部長も、この6,600万円の支出を、後ろめたいとか、隠すという意図はなかったということを明確に言っていただきたいんです。課長、部長それぞれから、隠す意図はなかったと明言してもらったほうが、県民の人にわかりやすいと思うんです。

市川総務部長 当然、公金の支出でございますので、どんな支出であっても、県民の皆さんに御理解いただきながらやっていかなければいけないということでございますから、隠すような意図は毛頭ございませんでした。

ただ、その上で、結果として答弁漏れという形で、聞かれた質問に対して御答弁できなかった、あるいは決裁が回っているのであれば、その状況なりとも答弁すべきだったというような御指摘については、本当にそのとおりだと思っておりますので、その御批判をきちんと真摯に受けとめまして、今後そのようなことがないように注意してまいりたいと考えてございます。

保坂行政経営管理課長 この6,600万円という多額の経費を支払うことになったときに、公表されるものだという前提で動いておりました。そのために、支出負担行為、支出命令を、最終的に御説明ができるようにということで書類を整えさせていた



できました。

ただ、18日にお尋ねいただいたときに、私のほうで、ちょうど支払い途中だったものについて、お答えをできなかったことは、本当に申しわけなかったと思っております。

向山委員

最後に、今真摯に答弁いただきまして、隠す意図はなかったとおっしゃっていただいたんで、その説明の方法を、ぜひ、この県有地の特別委員会やほかの委員会でも行っていただきたいと思っております。

## ※県内弁護士へのアンケート調査について

意見等

向山委員 1つここで提案ですけれども、私もいろいろな弁護士の先生方の御意見をいただく機会があって、この6,600万円のものも含めて、正直、一般の山梨県の弁護士の方々の御意見をいただく機会というのは、委員会としてもないので、そうした部分を含めて、この6,600万円のタイムチャージの考え方も、来年度の訴訟のものも含めて、例えば、これまでの違法無効や債務負担行為も、2億円も含めてそうですけど、プラスで、去年の和解の瑕疵も含めてですけど、県の弁護士会の皆さんに対して、そうした見解を、アンケートでもいいんですけど、お伺いすることが特別委員会、また議会全体の議論に資するかなと思っていて、ぜひそれも委員長にお取り計らいいただいて、意見を聞くような機会をいただければなと思います。

皆川委員長 今、向山委員から県の弁護士会に対するアンケート調査についての要望が出ました。これをいかに取り計らおうかということでございますけれど、賛成の方の…。

浅川委員 ちょっと待って、裁判中であってもいいのかい？

向山委員 裁判内容についての事項にかかわるものもありますけども、あくまで各弁護士会の先生の個々の見解を、自分たち素人なので、特に、この件について山梨県の弁護士の先生の声を、今まで報酬等について聞いた機会もないですし、出てきていただいてそれを聞くというのも難しいところがあると思うので、あくまで任意で、弁護士の先生たちの意見を聞くような機会があればなと思っています。

白壁委員 この件については、裁判にかかわって、山梨県に住所を持つ、本店を持つ弁護士は誰もいないんだよね？この件については、全部東京の高い弁護士がやっているんだよ。

向山委員 自分が考えているのは、今、当該裁判、住民訴訟において利害関係人というのは、いないと思うんです。ただ、柳町法律事務所の2名の先生方は顧問弁護士としてかかわっていらっしゃるの、そこは利害関係人になる可能性があると思いますが、その先生方についての御判断は委員長にお任せしますが、あるとすれば、顧問弁護士を務めている2名の先生方だと思います。

白壁委員 ということであれば、そこら辺を調べて委員長の判断によるということだけど、法律的な判断の中で、抜くものは抜いたほうがいいと思うよ。そういうことでは大賛成。

皆川委員長 ほかに意見ありませんか。

土橋副委員長 聞いていると、せっかく6,600万円を払って裁判にかかっているのに、「高いと思うけど、どうですか」とほかの弁護士に聞いて、「高かったから、高いか

ら返してくれ」というわけでもないし、なんか失礼な話じゃないかなって。

向山委員 何で必要かっていうと、先ほどの質疑の中でわかりますけども、タイムチャージ制及び顧問弁護士の選定等にかかわる規則や規約や条例が、今は何もないんですよ。今後の判断材料にするためには…。

6,600万円を返せとかいう話じゃなくて…。

白壁委員 6,600万が高いからどうだというようなアンケートはとらないよね？  
だから、そこは常識の範囲だよ。そうであれば、6,600万円についてあなたは高いと思いますか、安いと思いますかなんていう、そんな幼稚なアンケートはとらないよね。

向山委員 自分が考えているのは、例えばタイムチャージ制について、一番議会がしなきゃいけないのは、その枠組みをどうやってつくっていくかだと思うんですよ。行政側と一緒に話をして、タイムチャージもそうだし、弁護士の報酬等に、これだけ議論になっているので、議会としてやらなければいけないのは、その枠組みをどうしていくかなんで、6,600万円は高い安いはいろいろあると思うんですが、タイムチャージとか…。

白壁委員 6,600万が高い云々という、それに関連するものが出てくるとは思うけど、いきなり真っすぐ直球でという話じゃないよな。それに関係するものはあるかもしれない。でも、それはもう通っちゃっているんだから、しょうがない。それは流用で通しているんだから。だけど、我々はそう判断した。だけど、こういうことで修正をしたけど、再議で成り立っているというところを、先生方がどう考えるのかということ聞いてもいいと思うよ。6,600万円が正しいか間違っているかと直球で聞いても、それは地方財政法上合っていますと言われるだけのことだな。ということで大賛成。

皆川委員長 ほかに意見ありませんか。

小越委員 普通の訴訟だとタイムチャージを採用する先生もいるだろうし、2%でやる先生もいるだろうし、そこがいいとか悪いとかっていうのは案件にもよるので…。住民訴訟に関してこういうのを使っちゃうと、金額が100億円、200億円になるととんでもない数字になっちゃうので、タイムチャージがいいかどうかっていうのは条件をつけてやらないと、弁護士もいいとか悪いとかを簡単に答えられない。

私は、アンケートをとるんだったら、もう少し内容を精査したほうがいいと思うんです。

皆川委員長 今、向山委員のアンケート調査の要望がありましたけど、さまざまな意見がありました。これは決着をつけるんじゃないで、起立によって意見を決定したいと思います。

アンケート調査について、委員長に要望することに賛成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

皆川委員長 それでは、委員会としてアンケートをとることとし、内容については委員長

に御一任願います。

白壁委員

ちょっと待って。委員長に一任はできないよ。

1回出してもらって、基本をつくって、皆さんでそれを見てもらって、追加するものは追加してもらわなきゃ。そうしなきゃ困るでしょ？

皆川委員長

では、早速原案をつくって、すぐ示します。きょう中に示すようにします。

※県が富士急行株式会社宛てに送付した転貸承認に関する回答書について

質疑

渡辺委員 初めに、裁判で違法無効が確定したわけでもないのに、こういった強行なことをすることに対して、私は著しく遺憾であるということを申し上げます。

そもそも、回答書の内容について、転貸を承認しないということについては、足立弁護士が決めたわけではないと思います。これは、誰がどういう経緯で決定したんですか。

小沢県有林課長 転貸承認申請書が提出されて以降、足立弁護士と相談しまして、こういった通知をすることとしました。

渡辺委員 もう一度、よく聞き取れなかったです。

足立弁護士は相談を受けただけであって、決めたのは県であろうかと思えますけれども、それは最終的には誰の決断ですか。決裁者は誰ですか。

小沢県有林課長 内容につきましては足立弁護士に相談し、弁護士から提案された回答書について庁内で協議をしまして、決定・通知したものであります。

渡辺委員 最終的には県で決定したということで、なぜこれを聞くかといいますと、これこそまさに実害が発生して、損害賠償請求を受ける可能性が十分にある事案だと思います。あるいは、このことについて、住民監査請求が起こるかもしれませぬし、住民訴訟に発展していく可能性すらある大変重大な決定だと思っておりますので確認をさせていただきました。

転貸を承認しないということで、これは富士急行だとか、何ら責任もない転借人が実害を受ける事態に今なっていると、私は思っています。当然、富士急行にしても転借人にしても、損害があれば、損害賠償請求を県に対して行うことが十分予想されると思うんですけれども、この決定に対して、県は、転借人の影響についてどの程度考慮・検討されたんですか。そもそも、県は、それを上回るメリットがあって、この方針を決定したんですか。その影響と、なぜこれを決定したのかについて詳細をお伺いします。

小沢県有林課長 回答書の2ページにもありますように、本件各土地に係る貸付につきましては、地方自治法237条2項に違反するものと考えており、この場合に、本件各土地に係る貸付は違法無効となることから、論理上、違法無効な貸し付けに基づく転貸承認をすることができないと判断したものであります。

渡辺委員 まさに、この賃貸借契約が違法無効であるかを住民訴訟において争っていて、今の段階では違法無効であるかどうかということは、県の一方的な主張なわけですよ。

3月1日に富士急行側からも、まさにこの点、賃借権が有効に存在するかしないかの訴訟提起がされているところでもあります。私が言いたいのは、なぜ住民訴訟が係争中、そして、賃借権そのものを争う訴訟が間近に迫っている中で、現契約の運用を強行に変更していく必要があるのかどうかということだと思ふん

です。これは、裁判の結果を待ってからではだめなんですか。暫定的に承認を認めて、後々、裁判の結果が確定した段階で富士急行に損害賠償をするなり、あるいは県に損害があったら対処していけばいい話だと私は思っているんです。

富士急行ではなくて転借人に迷惑をかけるような、このような強硬な行為を裁判の確定判決が出る前に、なぜやる必要性があるのですか。

小沢県有林課長 今回の転貸承認を認めるということになりますと、貸し付け自体を認めたことになるということから、違法無効な貸し付けに基づく転貸承認をすることができないという判断をさせていただきました。

渡辺委員 今まで90年間にわたって貸し付けてきたじゃないですか。それは、いろいろ県の調査によって、もしかしたら違法無効かもしれないという段階まで来ているんだと、それはまさに裁判で争っているんです。

この件については、富士急行からも仮処分の申し立てがなされていて、それが今、申し立てが認められるか、認められないかという段階に来ているんだと思います。しかし、私は、それよりも、今から山中湖村に別荘を建てようとしている人が結果的に建てられなくなってしまうという、それでストップがかけられていると思うんです。県は、移住促進や地域振興ということを標榜して県政に取り組んでおられていると思いますけど、結局、これによって今後、山中湖村に別荘が建てられなくなってしまうんです。山中湖村を不毛の地にしたいんですか。別荘を建てられない地域にしたいと思っているんですか。恐らく、この裁判は、確定するまでずっと続きますよ。その間、この転貸承認を、ずっととめておくんですか。

小沢県有林課長 回答書にもありますように、同社が適正な新規賃料でもって新たに本県各土地を賃借する御意向があれば、県としまして解決の方向に向けて、しっかりと御相談させていただきたいと考えております。

渡辺委員 後から触れようと思いましたがけれども、この回答書の「もっとも」以下のところは、一見すると、県は交渉する意向があるようにも見受けられますけれども、賃借人である富士急行は、現契約が有効である、賃借権はあるということで争っているわけですし、県が適正という賃料で、新規の契約など結ぶつもりなどありませんよ。訴訟になっているわけですから。だから、県としては、現契約を有効とした前提で交渉する気がないんですよ。

私は、その強硬なやり方にも納得がいきませんが、その下の「また」以下です。もっと問題だと思っているのが、県が転貸借人に直接説明すると。これだけ訴訟で紛争になっている中で、県がいたずらに転借人に対して直接何を説明するのか。いたずらに訴訟を誘発し、混乱を巻き起こすだけではないかと、私は思っています、そもそも、前に足立弁護士から、富士急行さんにリストを出してくださいというお願いをしていますけど、きょういただいたものを見ると、正確かどうかはともかくとして、県が転貸借の承認をしたときに、今までのものを含めて全てのリストがありますよね？

そもそも、これを使って勝手に転借人に対して接触することを防止するため、仮処分の申し立てを行っているわけですが、県としては、そこをどのように考えていますか。仮処分の申し立てがなされているにもかかわらず、転借人に対して直接交渉しようと思っているんですか。

小沢県有林課長 交渉したいと考えております。

渡辺委員

私は、これはもう大変な問題だと思っています。

もう一つは、2月20日の山梨日日新聞で、県は交渉するだけじゃなくて、現契約の違法無効を前提として、転借人に対して直接契約することを検討しているというような報道がされたところであります。直接話するのみならず、賃借人を介せず、直接転借人に対して契約を結ぼうとするなんていうのは、まさに自力救済に当たるんじゃないですか。法治国家において許されない行為なんじゃないんですか。そもそも、地方公共団体が、そういったことを行っているとは到底思えないんですけれども、自力救済について、どのようにお考えなのかお伺いします。

小沢県有林課長 委員から紹介のありました山梨日日新聞の記事についてでありますけれども、記事にあるような、賃貸借人と契約を締結するというようなことは考えておりません。

渡辺委員

直接契約締結はしないと。では、何をするんですか。転借人に対してどんな説明をするんですか。県の一方的な裁判上の主張を説明するんですか。

小沢県有林課長 今回の回答書にもありますように、違法無効な貸し付けに基づく転貸承認をすることができないことについて、県が本契約各土地を貸し付けようとしておられる方々にしっかり御説明したいと考えております。

渡辺委員

そういった妨害行為に相当するようなことを県がしないように、今、富士急行さんが甲府地裁に仮処分の申し立てを行っているんです。認められるか、認められないかわかりませんが。このことについては、仮処分が認められるか、認められないかまで待つべきだと思いますけれども、どのようにお考えになりますか。

小沢県有林課長 その必要はないと考えております。

渡辺委員

それは余りにも強行過ぎると思うんですよ。今まで県が賃貸借の相手方として、90年間、この賃貸や転貸を認めてきた相手方に対して、その方が裁判所に対して仮処分の申し立てを行っているにもかかわらず、その結果が出るまで待つこともなく、一方的に転貸借人に説明していくという…。これは、到底許されると思えないんですけれども、もう一度お伺いします。

小沢県有林課長 委員から御案内がありました申立書につきましては、現在、県には届いていない状況にあります。新聞報道等で内容について紹介されてはおりますけれども、届いてない段階でお答えすることは控えさせていただきます。

渡辺委員

届いてないということですが、新聞等で大々的に報道もされていますし、皆様方も御承知のこととは思いますが。自力救済に当たるような、自力救済の疑いを持たれるような行為は、地方公共団体として私は慎むべきだと、そのように申し上げます。

もう1個、新規の転貸を認めない、そして、保留中の3件についても認めないというお考えですけれども、現在、新規の転貸は、この2月19日以前に承認をされている案件です。その後の手続としては、転貸の承認が認められました。そして、富士・東部林務環境事務所に、その土地に対して工作物の設置の許可の確認申請もしているはずですが。

もう一つは、自然公園法の許可の申請も2本しているはずですが、これがないと構造物を建てられませんから。それについては、当然転貸を承認しているんですから、許可していただけるんですよね？

小沢県有林課長 工作物設置承認の対応につきましては、現在検討しているところでございます。

渡辺委員 検討しているということは、もう申請書が出ているはずですが、保留しているということですか？

小沢県有林課長 承認申請書が提出されているということは承知しております。

渡辺委員 県が転貸を承認している案件で、これから別荘を建てようとする中で、通常であれば、そんなに時間もかからず工作物の設置の許可も自然公園法の許可も下りるはずですが、それを想定して地元の建設会社さんは材料を発注する、別荘のオーナーさんから手付金をもらう契約も締結している状況で、今保留されて待たされています。材料代の支払いも起こります。私たちの地域では、冬の期間を少し明けて、あたたかくなった3月ぐらいから建築にかかることもあります。今、その許可を待っている業者が何軒もあります。それを全部ストップしているんですけれども、なぜ許可していただけないんですか。

小沢県有林課長 先ほどのお答えの繰り返しになりますけれども、工作物設置承認につきましては、現在検討しているところであります。

渡辺委員 これは、県が転貸を承認している案件です。新規でも、保留中のものでもないです。転貸を承認している案件で、なぜ許可していただけないのか不思議でなりません。地元の富士北麓の建設会社さん、建築会社さんは、材料を買って、フィンランドから船で輸送して、その支払いの請求書が来て、もう支払わなきゃならないです。オーナーさんは、いつ別荘が建つのかという矢のような催促をしているわけです、着工はいつなのかと。このまま行くと、県に損害賠償をしなければならなくなるかもしれません。いや、損害賠償をできる体力のあるところであればまだまし。これをとめておくと、もしかしたら、倒産するかもしれません。そこで、山中湖の別荘地を、別荘をつくって、生業としている業者もいますけれども、そういった方々に対してどうやって責任をとっていくんですか。なぜ許可を出さないんですか。

小沢県有林課長 委員から御質問のありました許可というのは、工作物設置承認についてということでお答えをさせていただきます。工作物設置承認の取り扱いにつきましては、現在検討をしているところであります。

渡辺委員 最後にしますけれども、これは、県が転貸を認めている案件なので、ぜひ通常の手続どおり許可を出していただきたい。そうでなければ、損害賠償請求なり、損害賠償請求ができない体力のないところは、もしかしたら倒産して、そこにいる従業員も家族も大変な迷惑を受けることになります。しっかりと、そういった地域のことを考えていただいて、一日でも早く、可及的速やかに許可を出していただきたいと、要望というか、お願いをして質問を終わります。

金子林務長 先ほど来、いろいろやりとりがございました。基本的に、県としては、別荘を



利用されている方に御迷惑をかけるということは本意ではございません。

今回、こういった回答を出させていただいて、これにございますように、基本的には、適正な新規賃料で御相談させていただきたいというのが、まずの趣旨でございますが、今後、これにつきましては、訴訟迫行上の必要な対応というのはもちろん調整をしながらですが、別荘を使っている方に迷惑が及ばないような方策を検討していきたいと考えてございます。

(執行部 退室)

※2月1日開催の当委員会における向山憲稔委員の長崎知事及び足立格弁護士に対する発言の一部について、不穏当発言との指摘について

皆川委員長

この際、申し上げます。去る2月1日開催の当委員会における向山憲稔委員の発言の一部について、長崎幸太郎知事から自身の名誉と信用を傷つけるものであり、当委員会における当該発言の撤回と謝罪を行い、名誉を回復するよう委員長宛ての書面により要請されたところであります。

また、去る2月15日に参考人として出席いただいた足立格弁護士からも、自身に対する看過できない発言があったので委員会として対処されないのであれば、しかるべき処置をとらざるをえない旨の発言があったところであります。

このたび当該部分の会議録を作成できましたので、この件につきまして委員会の議題といたしたいと思っております。

議事録は一応全体つけてあるから、別紙に重要な発言の部分だけをピックアップしてあります。審査の前に事実関係を確認するために、事務局に関連資料を配付いたさせましたけれど、当該部分の会議録、知事の要請書、それから、向山委員の要請書、不穏当発言の概要はお手元にありますか。

では、次に、本件につきまして、当該部分の会議録及び知事の要請書につきまして、事務局に朗読させます。

事務局

それでは、お手元に配付をいたしました資料1枚目でございますけれども、読まさせていただきます。

向山委員。弁護士費用の件でお伺いしたいと思うんですけど、いろいろと渡辺委員のほうからお話しいただいたので、何点かかぶらないようにお伺いしたい。今回のこの金額自体は、適法適切ということもあるんですけども、県として、これは林務長からお伺いしたいんですけど、この金額自体、一般的に高額だというふうにお考えでしょうか。部長でもいいんですけど、林務と総務、双方からお伺いをしたいと思います。林務の観点から、これを検証するのに、6,600万円というこの金額は一般感覚からして高額かどうか。

金子林務長、適切に積算された金額であると考えております。

市川総務部長。先ほども申し上げたとおり、適正な事務処理単価にその処理に要すると見込まれる時間を乗じて積算しているところでございます。かつ、その時間につきましても、関係資料は膨大で歴史的な経緯もあるという中で、非常に困難な事案であることから、相当の作業時間が想定されるところでございます。そういったところを積算した上での見積もりでございますので、適切だというふうにご覧いただけます。

向山委員。適切で、高額だという認識はないというお話を今いただきました。その上で、このニュース、報道等もあって、この6,600万円の金額について、自分は行政訴訟を対応したことのある県内の弁護士に、複数名からお話をお伺いしました。ある弁護士ですけれども、新聞報道で聞いたが、考えられない数字だと。6,600万円という数字は、弁護士費用としてはあり得ないと。また、こういうやり方自体が珍しいと。普通の裁判であっても、着手金と成功報酬半々でやる。行政や県の場合は、少なくとも、その請け負った方は包括的に月々幾らと。具体的に何をするのかは、この時点ではわからなかったし、仮に訴訟費用がかかったとしても、そのかかった費用ごとに県に要求をする、要請をするというのが一般のやり方ではないかというお話をいただきました。この弁護士は最後

に、今回のケースが住民監査請求の対象となる可能性もある。その場合の違法公金支出ということも可能性は否定できないと。県内の弁護士会には、120人近くいるけれども、なぜ県外の弁護士に頼む必要があったのか、わからないと。別の弁護士も、同じような話をした上で、コロナ禍の中で、県民はこの支出をどう思うかと。一般県民の感覚をもって判断をするべきではないのか。この弁護士は、先ほどの弁護士と違って、住民監査請求になった場合には、適法との判断が出るかもしれないけども、それをもって適切かという、弁護士の立場からは適切だとは思わないと。あくまで、自分の意見ではなくて、そういう御意見をいただきました。そうした中で、今のようなお声があるということは事実ですけども、そうしたことについてはどうお考えでしょうか。

市川総務部長。何ををもって一般的かどうかというところの御判断になって、そういった御意見があること自体は、私どもは否定しませんが、私どもとしては、その必要な業務を発注するに当たって、先ほども申し上げたように、適正な単価に見込まれる膨大な業務時間に乗じた上で積算をしているので、そこは適切だと考えている次第でございます。県内か県外かということにつきましては、必ずしも調査委託の業務につきましても、県内の弁護士に発注しなければならないとは考えてございません。選任した理由は、先ほど申し上げたとおり、足立弁護士が訴訟代理人であるということで、よく理解しているということで、契約の相手先とさせていただいておりますので、そういう意味でも、問題ないのかなと思っております。

向山委員。総務部長の御見解は承知しました。その上で、今度は一般の県民の方の御意見も直接言われたこともありますし、自分のほうから何件か、本当にこちらからうがった見方を言わずに感想を聞いてみました。その中で、本当に気になる一般県民の方の声として、これだけの多額のお金というのが、誰かに還元をしている、還流しているんじゃないかという見方をされている県民の声が実際にあります。具体的に言えば、知事が先頭に立ってやっているということであれば、知事サイドにそのお金が流れてしまっているんでないかというような見方を持っている方が、実際に県民の中でもう既に出ています、そういう声がある。そのことに対して、正直私は、それを言っている方に、そんなことは絶対にありませんよと否定をさせていただいておりますけれども、疑義を持たれてしまっていることは事実です。それはなぜかという、高額だからです。一般の行政の中のやり方では適切適法であったとしても、一般県民の皆さんの県民の税金を使ってこれは支払われています。コロナの状況で苦しい人もいるでしょう。そうではない人も、自分たちの払った税金の中から、職員の皆さんの給与も、ここの県議会議員の給与もみんな支払われています。その感覚を忘れてしまったら、県民の信頼は、幾ら正しいことをやっても得ることはできないというふうに思います。総務部長も、国からの出向でいらっしゃっていますけれども、山梨県の県民の皆さんが山梨県を信頼している、これを遂行するためには、今回のものが適切で適法な支出だとしても、徹底的に疑義を排していかなければならないし、しっかりと足立弁護士も含めて、それは県民に対して説明をすることが、納税者から給与をいただいている私たちの責任ではないかと思っておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

皆川委員長 大体、要旨はここまでだと思います。

事務局 それから次に、長崎知事から桜本議長に提出されましたものでございます。

「県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会における委員の発言について。表記について、別添のとおり、特別委員会委員長宛てに要請を行いたいので、

宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。」ということで、議長宛てに文書がございまして、2枚目でございますが、皆川委員長宛てに文書が発出されております。

「県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会における委員の発言について。2月1日に開催された特別委員会の質疑の際、向山憲稔委員により何らの根拠もなく「山梨県が調査委託業務のために支出した資金が知事に還流している」旨の誹謗中傷発言がなされました。当該発言は、不当に私の名誉と信用を傷つける人権侵害であり、看過することはできません。しかしながら、当該発言後、現在に至るまで、委員会においては、何ら具体的な対応がなされないまま時間が経過しております。つきましては、特別委員会の運営を司る委員長におかれては、下記の通り、当該発言により毀損・侵害された私の名誉・信用を回復して適切な対応を速やかに講じて頂くよう、強く要請します。

記 一 特別委員会委員長として、向山憲稔委員に対し、特別委員会における当該発言の撤回と謝罪を行うよう直ちに求めること。二 特別委員会として、委員会における当該発言により不当に毀損された私の名誉を回復するための救済措置を速やかに講ずること。」

以上でございます。

皆川委員長 以上のとおりでございます。

次に、向山委員から要望書が提出されておりますので、本人から説明を受けたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 異議なしと認めます。

つきましては、向山委員から説明を求めます。

向山委員

まず、私の発言において、こうした時間をとっていただきまして大変恐縮ではありますけれども、私の発言について知事から要請文があったことに対して、私からも桜本議長を通じて皆川委員長に文書を提出させていただいておりますので、その内容についてお伝えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど会議録を読んでもいただきましたが、その発言について、山梨県が富士急行に貸し付けている、この住民訴訟に関連をした、先ほど来より議論がなされております総額6,600万円の弁護士費用について、県民感覚では高額に映るこの費用が適切だったのかどうかということについての質問を目的にされたものであります。発言内容も、知事から御指摘をいただいておりますように、還流があったのかという発言ではなくて、高額な弁護士費用が還流したのではないかという県民の声があるということ、その存在を示させていただいた上で、支払いが適切だったのかを検証しようとしたものでありまして、今回の弁護士費用によって生じた疑問点に対する支払額の適正性を検証したものでありまして、私個人としては、発言内容は適正・正当であったと考えています。

県民の声を紹介する形の質問であり、知事を誹謗中傷する意図ではなく、私自身は逆にこんなことは絶対ないと否定をしている、疑義を全面的に否定した上で、県としての説明責任、丁寧な説明を求めたものです。

また、県民の声をかりる形で、知事に金銭が還流したと断定的に発言したわけではありません。また、そのような意図も全くございませんでした。

最後に、地方自治における議会制民主主義において、直接に知事や県職員に声を届けられない県民にかわって、議会、議員が県民の代弁者として声や意見を届

けようとするのがこの議会制民主主義の趣旨でありまして、今回の質問はまさに県民が抱く疑義を明らかにし、このような疑義を排すために行ったものだと考えています。よって、知事の名誉を傷つけること、誹謗中傷をする発言は一切なかったと考えています。

具体的な要望事項として2点ありまして、誹謗中傷及び名誉毀損する発言ではないことの確認と公表。2点目は多衆の場でこのような発言をするのも大変恐れ多いんですが、山梨県議会基本条例に基づいて言えば、「知事の執行権に対する監修を行う機関としての責務及び議会は言論の府として、個々の議員の発言の尊重と議員相互の活発な議論喚起による議会の活性化に努めること」ということが定められています。この議会基本条例の意義を再認識した上で、議員活動の萎縮につながるような言動を可能な限り排して、県民のために議員の言論の自由を確保していただくことを要望させていただきました。

皆川委員長 向山憲稔委員に申し上げます。

委員会条例第15条の規定により、自己の一身上に関する事件につきましては、その議事に参与できないことになっておりますので退席を願います。

(向山委員 退室)

皆川委員長 次に、本件に関する審査に入ります。各委員の御意見を伺いたいと思います。

猪股委員 先ほど向山委員の発言に対して話をいただきましたけど、今、議事録を確認させていただきましたけど、先日報道ニュース等との、向山委員の発言が一致していますので、私は、県民の疑問に対して発言があったということで、過敏に捉える必要はないと思いますから、ここは穏便にというか、向山委員の意向をのみます。

皆川委員長 不穏当発言だと思いませんか。

猪股委員 思いません。

白壁委員 いずれにしても、議会基本条例なんていう前の段階で、二元代表制の一翼を担う議会が権能を生かして調査をしていることであって、「決してそういうことは私はない」と言っています。「でも、県民の声にはこういうものがあります、御注意願いたい」ということだよ。

そうなるってくと、こういうことを、あんたこんなこと言って、名誉を毀損して云々、だから訴えるよ、だから謝れって、圧力のほかに何も無い。これでは、調査権も何も、「そういうことは、私は絶対ないと思っている」って言っているのに、それを「あんた謝りなさい。そうじゃなきゃ訴えるぞ」と。これ、誰が言っているの。一番トップか。性格だろうけど、だけど、こういうものに屈しちゃだめだと思うね。

皆川委員長 不穏当発言かどうか。

白壁委員 不穏当というか、「委員長謝らせろ」というのは、何を言っているんですかということだよ。

皆川委員長 不穏当発言じゃないってことですね。

次、河西委員。

河西委員 この議事録を見るまでもなく、向山委員の発言は前にも聞いたんですけど、今のところ2人が話していたとおり、これは、県民からこういう声もあるよという紹介をただけのことで、本人もそんなことはないと完全に否定している。知事を擁護しているような発言もしているし、私は、これを不穏当発言と捉えることはできません。

浅川委員 私は、3つあったと思うんです。まず、県政史上最大の汚点というような発言をどこかでしました。それから今言っている、還流しているじゃないかということ。それともう1点は、足立弁護士に対して、この人は資格があるのかというような問いかけを多分しております。

私は、だからこれはちょっと知事の…。

皆川委員長 不穏当発言？

浅川委員 不穏当な発言だと思います。

渡辺委員 今回の議事録を改めて見させてもらいますと、やっぱり向山委員の発言というのは、疑義が生じないように執行部に明確に説明責任を果たすべきだという趣旨であると思っております。

また、委員会当日も、私は隣でよく聞いていたんですけども、そういった趣旨だなと理解していました。そのときにおいても、特段、その場においては異議とか、委員長に対しての申し出はなかったと記憶しております。

そもそも、6,600万円の調査業務委託が余りに巨額であるということで、私の質疑に対しても答えていただけず、流用についても資料要求するまで説明がなされなかった。さらに、県政史上初のタイムチャージ制の採用、不可解な見積書、即日の契約締結、概算払い、再委託の容認と不可解な点が数多く見られている6,600万円の業務委託契約であります。そのことについては、私も委員会で申し上げましたが、説明不足だということ指摘させていただきました。

そのことについて、3月4日に全員協議会で知事と総務部長のほうから、議会に対する説明責任を果たしてこられなかったという趣旨の謝罪があったと記憶しています。

そして、これを受けて、その日に開催された総務委員会においては、執行部は県民の間に疑念や疑義が生じている事実を重く受けとめて…。総務委員会で、総務委員会で附帯決議もされていますので…。

皆川委員長 不穏当発言？

渡辺委員 不穏当発言ではないと考えています。

土橋副委員長 私は向山君の隣にいて、きょうは鼻をかんだり咳をしていたから、さっき「座ったままでいいんじゃないか」なんて言っちゃいましたけど、一生懸命頑張っているいろいろ勉強しているなどは思っています。

ただ、議員は何を言ってもいいのかなという、受ける側の人がそう受けることまでを議員として言ってもいいのかなと、そこを私は感じます。我々のところには、いろんな意味でもっともっと違うことが入ってきています。でも「そんなことはないよ、絶対違うよ」という説明にとどめていて、我々は、人を傷つけるような

発言まで、委員だから言っているよというのはちょっと違うかなと思っていますから、ちょっと言い過ぎですね。

皆川委員長 不穏当発言であるということですね。

飯島委員 2月16日の知事からの発信の内容は、「山梨県が調査委託業務のために支出した資金が知事に還流している」旨の誹謗中傷発言がなされましたという、この件だけだね？議事録を見ると、「私はそんなことは絶対ありませんよ」と否定しているんですよ。知事の誤解です。なので、下に書いてある1も2も、採用する必要はないと思います。

小越委員 私も特別委員会で不穏当な発言があったという新聞報道を見て、一体どこのことかと思って、どれのことを指すのかなと思ったんです。向山委員は、県民の声を紹介して、向山委員はそうは思っていないんだよって知事を擁護している形だと思っています。

同時に、県政を批判するのがいけないみたいなことになると、私は毎回批判していますが、県政を批判するのはよくない、不穏当な発言って、それはないと思います。県政をチェックして監視するのが議員の役割ですので、個人的なことを言っちゃいけないと思いますけども、県政のあり方についてどう思うかということ、議会として発言をすることが、論議することが、議会基本条例もありますし、私が不穏当な発言ではないし、大いに皆さんでいろんな立場から、いろんな意見をやっぱり持ってくるのが議会だと思っています。

皆川委員長 今、各議員からの御意見を伺いました。

委員長といたしましては、今般の向山委員の発言につきましては、不穏当な発言には該当しないという意見が多数でありますので、不穏当な発言には該当しないと当委員会の見解をまとめてみたいと思います。それを考えのもとに議長へ私の見解を出しますので、御了承いただきたいと思います。

今のことにつきまして、御異議ありますか。

浅川委員 私はこういうことに疑義を感じていますから、附帯決議をつけて。

皆川委員長 附帯決議って何だ。そういう意見があったってことだね。

それでは、御異議なしと認めます。

よって、本件に対する当委員会の見解としては、いずれも不穏当な発言には該当しないものと決定いたしました。

なお、知事から議長を通じて文書で要請書が提出されていますので、回答の取り扱いにつきましては、議長と協議することとし、これをもって委員長に御一任願いたいと思います。御了承願います。

向山憲稔君、入室してください。

(向山委員 入室)

皆川委員長 向山憲稔君に申し上げます。

本件に対する当委員会の見解は、いずれも不穏当な発言には該当しないものと決定いたしましたので、お伝えいたします。

委員長から委員各位に一言申し上げます。議会基本条例にもありますとおり、二元代表制のもと、議員は県民の代表として県民の意思を的確に把握し、議会活

動を通し、県政に反映させる責務を担っています。

しかし、一方で、高い倫理的義務が課されていますことを深く認識して、役割と責任を果たすべく品位を保ちながら活発な議論を展開すべきであります。委員各位にはこのことを再認識していただきたいと思います。なお、私も委員長として今後も公正・公平な議事運営に努めてまいりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で本日の…。

- 猪股委員 委員長、いいですか、1点だけ。  
先ほど向山委員からアンケートの件が出たんですけど、それはファックスで送って各委員さんが確認して、それはだめですか？
- 皆川委員長 アンケートについては、ちょっと後ほどまた説明します。
- 猪股委員 やり方だけ検討してください。これじゃ、また委員会で集まらなきゃならない。
- 皆川委員長 この後暫時休憩し、その後もう一度アンケートについて皆さんに意見をお伺いします。  
暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

### ※県内弁護士へのアンケート調査について

質疑

- 向山委員 このようにすぐに対応していただきまして、委員長、また事務局の皆さんありがとうございました。  
書いてある内容は、自分がお聞きしたい内容をほぼ網羅されていると思いますし、項目もある中で、あくまで「その他」のところに書いてある御意見が大変重要になるかなと思っております。ぜひこれを早急にやっていただいて、できれば今定例会中の審議の参考にできるような形がいいのかなと思いますので、このアンケートについて、感謝とまた賛成ということで意見させていただきます。
- 浅川委員 今、向山委員が言ったように今議会中となると、裁判が司直の手に委ねているから、これが公表されると裁判に影響を与えないかい？
- 向山委員 私個人の見解ですけども。
- 浅川委員 見解じゃ結構だけど。  
それから、債務負担行為というのは、これは議会の中のことだと思うから、これを第三者の弁護士さんたちに聞くというのは、私はちょっと違うかなと。



- 向山委員 今回、債務負担行為もとさせていただいたのは、公共工事の債務負担行為と違って、恐らく弁護士さんとの契約の債務負担行為は県で初めてで、恐らく全国でもかなりまれなケースになると思います。そこについて、言い方が悪いのですが、法曹関係者の皆さんは契約もプロでやっている中で、議会の中での議論だけじゃなくて、法曹のプロの皆さんの御意見もいただいた上で、今定例会の議論の中に資するように。
- 先ほど裁判等の影響という話もあったんですが、あくまで住民訴訟は住民訴訟で進めていることでもありますので、議会が議論することと、住民訴訟の判決に、自分は影響はないと考えています。
- 白壁委員 いずれにしても、7番が一番出てくるんだと思う。山林原野の関係のこともいっぱいこの中に出てくると思うよ。だから、横線を引いといてくれれば、いっぱい書くと思う。
- 小越委員 この結果は、今議会中に議員に配っていただけのんでしょうか。
- 皆川委員長 そのつもりです。
- 小越委員 じゃあ、いいです。
- 皆川委員長 そういうことで御了承願います。  
それでは、字句等修正については、委員長に御一任願います。よろしくお願ひします。
- その他 ・今後の審査日程については委員長に一任された。

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖